

令和6年(行ウ)第62号 行政文書不開示処分取消等請求事件(第1事件)

令和6年(行ウ)第63号 保有個人情報不開示処分取消等請求事件(第2事件)

第1事件原告 相原健吾 ほかに165名

第2事件原告 芦名定道 ほかに5名

第1事件被告 国(処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補、内閣府大臣官房長、内閣府日本学術会議事務局長)

第2事件被告 国(処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補、内閣情報官、内閣府大臣官房長)

証 拠 説 明 書 (2) (乙B号証)

令和6年7月9日

東京地方裁判所民事第38部B2係 御中

第1事件及び第2事件被告指定代理人

市	原	麻	衣
鈴	木	吉	憲
杉	山	勇	二
原			裕
吉	井	里	菜
今	野		治
伊	丹	俊	剛

松	井	晶	子
保	坂	啓	介
橋	本	和	大
丸	山	莉	穂
柳	澤	泰	洋
仲	地	太	陽
永	原	早	紀
河	北	浩	之
渭	原	祥	介

号証	標 目 (作成者)		作 成 年月日	立証趣旨
乙B1	行政機関等個人情報保護法の解説（増補版） 〈抜粋〉 （総務省行政管理局）	写し	平成18年2月 6日発行	行政機関個人情報保護法における保有個人情報の開示・不開示の枠組み
乙B2	東京地方裁判所平成23年12月16日判決 （総務省ウェブサイト）	写し	令和6年1月17 日印刷	保有個人情報を開示しない旨の決定の取消しを求める訴訟においては、当該決定の取消しを求める原告が、当該決定がされた時点において行政機関等が当該保有個人情報が記録された行政文書を保有していたことを証明すべきものと解するのが相当であること
乙B3	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四十六条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第二十二条第一項の規定に基づき、内閣官房における内閣総理大臣の所掌に係る権限又は事務の一部について委任した件 （内閣総理大臣決定）	写し	平成13年3月 15日制定 平成27年1月 8日改正	第2事件に係る本件各処分当時に行政機関個人情報保護法46条及び同法施行令22条1項の規定に基づき、内閣官房における内閣総理大臣の所掌に係る権限又は事務の一部について委任がされていたこと及びその内容
乙B4	内閣府告示第31号	写し	平成17年3月 29日告示 令和3年4月1日 施行	第2事件に係る本件各処分当時に行政機関個人情報保護法46条及び同法施行令22条1項の規定に基づき、内閣総理大臣の所掌に係る権限又は事務の一部につい

				て委任がされていたこと及びその内容
乙B5	内閣官房における行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準 (内閣総理大臣決定)	写し	平成17年3月23日制定 平成31年3月29日改正	第2事件に係る本件各処分当時における、内閣官房における行政機関個人情報保護法に基づく開示又は不開示の決定に係る審査基準の内容
乙B6	内閣府本府における行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準 (内閣府訓令第5号)	写し	平成17年3月28日制定 平成30年改正	第2事件に係る本件各処分当時における、内閣府本府における行政機関個人情報保護法に基づく開示又は不開示の決定に係る審査基準の内容